

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 : 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕）

路線・河海名 : 一般国道１２６号 外

工事箇所 : 銚子市 八木町 外

明示項目	明示事項
工事全般関係	・特記仕様書による。
工程関係	・特記仕様書による
用地関係	・民地及び道路用地等の境界には十分注意を払い施工すること。 施工ヤード等で民地を使用する場合は、契約後速やかに関係地権者と交渉を行い確保すること。確保したヤードについては原形復旧を原則とし、地権者立会の下で返還を行うなど、苦情または紛争が生じないようにすること。
環境対策関係	・特記仕様書による。
安全対策関係	・土木工事安全施工技術指針及び、道路工事保安施設設置基準に基づき施工すること。 ・工事看板や交通誘導警備員の配置等、工事中の交通安全対策について施工計画書に図示すること。 ・資機材の運搬にあたっては、一般の通行者や通行車両への安全対策を施すものとし、適宜、交通誘導員を配置すること。交通誘導員の配置にあたっては、隣接する関連工事と調整して配置すること。 ・第三者の工事区間への立入防止対策を施すこと。
工事用道路関係	・一般道路を交通規制等により占用する場合 ①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示 a.協議機関 : 銚子警察署 b.対象区間 : 工事区間内 c.対象期間・時間 : 工事期間内 9:00～17:00 d.規制内容 : 銚子警察署と道路交通に対する処理等について協議すること。 e.その他 :
仮設備関係	・仮設工は任意仮設とする。仮設工は、現地の状況を把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行うこと。
建設副産物関係	・特記仕様書による。
工事支障物件関係	・工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認すること。支障物件等が発見された場合には、監督職員の指示に従うこと。
薬液注入関係	・特になし。
その他	・変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等、疑義が生じた場合は別途協議する。 ・施工にあたっては、関係者等と十分調整を図ること。 ・地権者や住民等の苦情には誠意を持って対応すること。